

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題としてとらえており、経営の透明化・効率化を通して、企業価値の向上を目指しております。

TASAKIグループが持続的に成長し、当社の中長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆さまに当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的に、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定めております。

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」

<http://www.tasaki.co.jp/corporate/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳についての考え方】

当社は、株主及び機関投資家へのサービス向上という観点より、議決権電子行使及びプラットフォームを導入しております。

招集通知の英訳については、当社の株主における海外投資家の比率等を鑑み、今後の定時株主総会にむけて合理的な範囲で開示すべく検討してまいります。

【補充原則3-1-2 海外投資家への情報開示・提供】

当社の株主における海外投資家の比率等を鑑み、今後要望が多くなった時点で、英語での情報の開示・提供を進めるべく検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社はリキャピタリゼーション・プラン及び新中期経営戦略プラン等を当社ウェブサイトに掲載しております。

また具体的な収益力や資本効率等に関する目標提示につきましては、市場動向に不透明感があることから開示には至っておりませんが、今後開示に向けて検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に関する方針及びその議決権行使の基準については「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条に記載しておりますのでご参照ください。

なお、現時点では、上場株式の政策保有株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引を行う場合の手続については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条に記載しておりますのでご参照ください。また、当社は、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について書面にて確認しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念、リキャピタリゼーション・プラン及び新中期経営戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(2)「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(3)報酬委員会が取締役及び執行役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「2. 1. 【取締役・執行役報酬関係】〔報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無〕開示内容」並びに「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第11条に記載しております。

(4)指名委員会が取締役候補者の決定を行うに当たっての方針及び手続については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第10条に記載しております。また、取締役会が執行役を選任するに当たっての方針及び手続については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3章に記載しておりますのでご参照ください。

(5)取締役候補者の個々の指名理由につきましては、株主総会招集通知にて記載しております。また、執行役の個々の選任理由につきましては、過去の実績を踏まえた上で、前記(4)記載の方針に照らして、選任しております。

個々の執行役の略歴につきましては、有価証券報告書の略歴をご参照ください。

【補充原則4-1-1 執行役に対する委任の範囲】
取締役会が定める執行役に対する委任の範囲については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3条に記載しておりますのでご参照ください。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、原則として、独立性の高い社外取締役を2名以上選任することとしており、現在、独立性の高い社外取締役3名を選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役候補者の独立性判断基準】
当社が定める独立社外取締役候補者の独立性判断基準については、その方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第7条に、「2. 1. 【独立役員関係】[その他独立役員に関する事項]」に独立性に関する判断基準を記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
指名委員会において、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保しております。また、当社ウェブサイトに株主総会招集通知を掲載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役の他社兼任状況】
当社は年に1度、各取締役へアンケートを行い、取締役の兼任状況を把握しており、その内容を株主総会招集通知及び有価証券報告書等で開示しております。において開示しております。
取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、また、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、多数の会社の取締役を兼職しないことが望ましいと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・自己評価】
取締役会は、取締役から実効性に関する意見を踏まえ、取締役会全体の実効性等について評価を行い、取締役会の運営改善に努めております。2016年度の評価は概ね適切に運営されており実効性は確保されていると評価いたしております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】
取締役に対するトレーニングの方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第6条に記載しておりますのでご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主の窓口として、管理本部人事総務部内にIR・法務室を設置しており、執行役管理本部ディレクターが株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努めます。
また、株主からの対話を合理的にかつ円滑に行うために、IR・法務室が中心となり、関連部門と連携して対応を行います。
さらに、株主等との建設的な対話としては、株主総会及び個別面談以外に、四半期毎に別途説明資料や小売売上概況を開示しております。
執行役管理本部ディレクターは、対話において把握された株主との内容が取締役会等において適切かつ効果的なフィードバックとなるように報告いたします。
また、株主との対話に際しては、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行い、インサイダー情報を特定の者に開示しないように厳密に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,073,400	6.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	954,000	5.36
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT	808,710	4.54
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/GF	795,900	4.47
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES (HONG KONG) LIMITED-CLIENT	610,700	3.43
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	514,579	2.89
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	190,678	1.07
野村信託銀行株式会社(投信口)	183,200	1.03
JP MORGAN CHASE BANK 380621	182,800	1.02
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS	180,810	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

--

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
Dannenberg Andreas Johannes (ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス)	他の会社の出身者								△			
石澤 哲郎	他の会社の出身者											
米澤 幸夫	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
Dannenberg Andreas Johannes (ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス)	○	○	○	○	同氏は、アドコムグループ株式会社の代表取締役であり、当社は、同社に対して2015年に広告出稿等の委託取引を行っておりますが、当該取引金額の当社売上高に占める割合は0.1%未満であります。また、アドコムグループ株式会社の2015年の売上高に占める当該取引金額は2%未満であります。 なお、当該取引以外に、同氏が業務執行	(社外取締役の選任理由) ラグジュアリーブランドに関わる豊富な経験と高い見識を有し、長年にわたる会社経営の経験を通じて、国内・海外に豊富な人脈を有するなど、当社グループの国内・海外における更なる企業価値向上についてご意見をいただいております。今後もこれらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために、社外取締役に選任しています。 (独立役員指定の理由)

					者である法人と当社との取引はありません。	当社とDannenberg Andreas Johannes氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと考えております。
石澤 哲郎	○	○	○	○	——	(社外取締役選任の理由) 産業医としての経験と専門的見識に加えて、法務博士としての高い見識を有しておられ、これらの観点から、当社グループにとって有用なご意見をいただいております。今後もこれらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために、社外取締役に選任しています。 (独立役員指定の理由) 当社と石澤哲郎氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと考えております。
米澤 幸夫			○	○	同氏は、平成12年1月まで当社の主要な取引先であります株式会社大丸(現株式会社大丸松坂屋百貨店)に勤務しておられましたが、退職から既に17年を経過しているうえ、退職後同社との関係はありませんので、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しています。	(社外取締役選任の理由) 長年、ファッション業界に携わってこられた豊富な経験と専門的知識を有しておられ、当社グループの経営に客観的なご意見をいただいております。今後もこれらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために、社外取締役二選任しています。 (独立役員指定の理由) 当社と米澤幸夫氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと考えております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性	更新
------------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	7名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
田島 寿一	あり	あり	○	○	なし
小川 崇亨	なし	あり	×	×	なし
飯田 隆也	なし	あり	×	×	なし
山田 芳一	なし	あり	×	×	なし
有上 正博	なし	なし	×	×	なし
田崎 将大	なし	なし	×	×	なし
山中 延郎	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、スタッフを任命しております。スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、評価、異動等は、監査委員会の同意を得て行っております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、内部監査部から監査計画や進捗状況等について報告を受けております。また、意見交換を行うなど連携に努めております。内部監査部は、監査の結果及び課題・問題点・改善状況について、監査委員会に報告しております。

また、監査委員会及び内部監査部は、会計監査人から監査計画及び監査結果並びに監査実施状況等についての報告を定期的に受けるなど相互に連携しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性の判断基準は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等に則り、以下のとおり定めています。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- (1) 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役または使用人となった事がある者。
- (2) 最近10年間に於いて、当社グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者であったことがある者。
* 当社グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める当社グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- (3) 最近10年間に於いて、当社グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
* 当社グループの主要な取引先である企業集団とは、当社グループの過去3年間の各事業年度において、当社グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超える者をいう。
- (4) 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間に於いて当該株主または親会社もしくは子会社の業務執行者であった者。
- (5) 過去3事業年度のうち、いずれかの1事業年度当たり、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬(当社取締役としての報酬を除く)を受けている者。
- (6) 業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入又は経常利益の2%を超える者。
- (7) 上記各号に該当する者の2親等内の親族。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は、執行役のみを対象としております。

ストックオプションの付与対象者	執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める為のインセンティブを与えることを目的とするものであります。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書では、取締役および執行役の報酬の総額を種類別に区分して開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員の報酬等の額の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

取締役の報酬等

取締役の主な職務はTASAKIグループ全体の業務執行の監督であり、優秀な人材を取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させるための報酬体系とすることを当社の取締役報酬決定に関する基本方針といたします。取締役の報酬の構成は、基本報酬（社内取締役、社外取締役別）及びストック・オプションとし、各報酬項目の水準及び構成比については、前記方針に沿った設定を行ないます。また、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給しておりません。

執行役の報酬等

執行役はTASAKIグループの業務執行の中核を担う経営層であり、優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させるための報酬体系とすることを執行役報酬決定に関する基本方針といたします。執行役の報酬の構成は、基本報酬（役位別）、賞与（業績連動型報酬）、ストック・オプション及び業績連動型株式報酬とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、前記方針に沿った設定を行なっております。賞与（業績連動型報酬）については、各主要業績指標の達成率を基準として算定しております。業績連動型株式報酬については、在任期間と主要業績指標の達成率を基準として算定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、委員会事務局等が行っております。

また、取締役会付議事項については、各取締役の意見を聞いた上で取締役会議長がとりまとめ、速やかに資料を作成し、社外取締役に事前に送付しております。

事前の資料共有の時点で不足する情報について、社外取締役の依頼に応じた情報提供を社内取締役等を通じて行うようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会

当社グループの経営上の重要事項にかかる意思決定と取締役および執行役の職務の執行を監督する。

執行役会

取締役会より委任された当社グループの業務の執行の決定および業務の執行をする。

指名委員会

株主総会に提出する取締役候補者の選任及び解任に関する議案の内容の決定

監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成と共に株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定の他、法令、定款に定められた、又は取締役会で決議された職務及びその他監査に関し監査委員会が必要と認める職務

報酬委員会

取締役及び執行役が受ける個人別の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益の内容の決定

詳細は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方のもと、当社は、当社の企業統治システムとしては、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会の監督機能と意思決定機能を強化した企業統治システムとして、「指名委員会等設置会社」が最良であると考え、「指名委員会等設置会社」を選択しています。

2. さらに社外の視点を経営に十分に活用するために独立性の高い社外取締役を選任し、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

3. 当社は、子会社各社の自律性を確保しつつ、コーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は10月であり、株主総会は年間を通して集中時期と異なる時期に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年1月28日開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	2016年1月28日開催の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「 http://www.tasaki.co.jp/corporate 」に有価証券報告書、決算短信等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部内にIR・法務室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	当社の経営理念において、各ステークホルダーの立場を尊重するスタンスを明示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社の執行役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制等の整備について、取締役会で以下のとおり決議しております。

【当社執行役並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会における審議、報告を通じて執行役の職務執行を監督し、法令・定款の適合性を確保しております。

当社執行役会並びに子会社取締役会にて、子会社の取締役及び使用人の職務執行を監督し、法令・定款の適合性を確保しております。

また、当社執行役並びに子会社の取締役及び使用人が法令遵守の精神に加え、企業理念に則った行動を行っていくというコンプライアンス体制を確立する上で、更にコンプライアンス教育に力を入れ、職務執行上の法令、定款適合性を確保しております。

【当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

当社の執行役及び使用人の職務執行に係る情報は、文書規程に従い遅滞なく文書化し、規程等に反していないかを内容確認の上、秘密漏洩防止にも留意し、文書規程に基づき適正に保存管理を行っております。また、これらの情報については、文書規程に基づき閲覧できるようになっております。

【当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

リスクマネジメント規程を整備し、重要な個々（経営戦略、業務運営、環境、災害等）のリスクについて対応策及び予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保しております。

【当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

当社取締役会は、「監督と執行の分離」の基本原則に基づく執行役への業務決定の委任等を行い、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、執行役の職務執行が効率的に行われる仕組みを確保しております。

また、子会社においては、任命された代表取締役又は業務執行取締役が職務執行を行い、当社の執行役が監督する体制になっており、毎月開催される執行役会議においては子会社の取締役も出席し、当社及び子会社より出される課題に対する対応策の結論によって、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。

【子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制】

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については、業務分掌規程、職務権限規程に基づき報告いたします。当社は職務権限規程に基づき親会社として果すべき子会社への指導監督を行っております。

今後この規程の見直しを継続し、当社業務及び子会社における業務の適正化を図っております。

【当社及び子会社の取締役、執行役及び使用人並びにそれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制】

(1) 監査委員会から質問、情報提供依頼があった時は、当社及び子会社の取締役、執行役及び使用人は速やかに回答いたします。

(2) また、当社及び子会社の取締役、執行役及び使用人並びにそれらの者から報告を受けた者は、次のような場合には能動的に監査委員会に速やかに報告いたします。

- ・当社又は子会社に著しい損害が生じる可能性がある事実が判明したとき。
- ・当社又は子会社の取締役、執行役又は使用人に重大な不正行為や法令定款違反行為があることが判明したとき。
- ・その他当社又は子会社に大きな影響を与える可能性のある事象を認識したとき。

(3) 当社及び子会社は上記の報告を行った取締役、執行役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止しております。

【監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

監査委員がその職務について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

【監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

(1) 監査委員会が策定する「監査委員会規程」・「監査委員会基準」に基づく独立性と権限により監査委員会の実効性を確保しております。

(2) 監査委員は取締役、執行役及び使用人や内部監査人等と意見交換を行う機会を確保しております。

(3) 職務の執行にあたり必要と認めた場合に外部専門家と連携できる体制を整備しております。

【リスク管理体制の整備の状況】

当社は、リスク管理を経営の重要課題の1つとして位置付けしており、コンプライアンス・情報セキュリティ・与信管理・資金運用等にかかるリスクを対象として、それぞれの対象部署において、規定・マニュアルの制定・整備及び研修の実施等を行う体制をとっております。また、リスク発生の予測がされる場合は、対応部署より執行役会に報告され、速やかな対応策を検討して、リスクの回避に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は反社会的勢力との関係遮断を企業防衛上、必要不可欠であると考え、地域社会や企業社会の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じない取組みの強化を図っております。「経営理念」「行動基準」に基づき、役員、従業員がそれを遵守するよう徹底しております。平素より関係行政機関や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、社内においても、情報の共有化と対応方法等の周知を図っております。

また有事には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1)重要な発生事実に関する情報の開示について

適時開示の対象となる事実が発生した時には、当該部門の担当執行役に報告し、担当執行役から代表執行役に直ちに報告されます。代表執行役は情報取扱責任者と協議のうえ、人事総務部が適時開示を行っております。

(2)重要な決定事実に関する情報の開示について

適時開示の対象となる重要な決定事実については、社内規程に基づき各部門からの提案を取締役会または執行役会において機関決定した後、情報取扱責任者の指示のもと、人事総務部が情報開示を行っております。

(3)決算に関する情報の開示について

決算に関する情報は、経理部門が作成した原案を取締役会等が決議または決定し、情報取扱責任者の指示のもと、当該機関決定後人事総務部が情報開示を行っております。

(4)適時開示に係るモニタリング

当社では、情報開示についてのモニタリングは監査部が業務監査の一環として行う体制となっております。

(5)開示情報に係る情報の取扱い並びにインサイダー取引の管理

当社では、重要情報の取扱いに関して「内部者情報等管理規程」を定め、インサイダー取引の防止を徹底しております。

会社情報の適時開示にかかる社内体制



